

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 主税局職員の欠勤事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	42	男性	停職6月

イ 管理監督者

主税局 副参事 戒告

(2) 事故の概要

事故者は、令和3年5月17日から令和4年9月21日までの間、延べ126時間の早退、遅参を行った。

2 総務局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

職層	年齢	性別	内容
理事	55	男性	停職3月

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年3月11日及び同年4月7日、都内飲食店で開催された懇親会において、女性職員に対し繰り返し好意を示す、容姿を話題にするセクシュアル・ハラスメントなど不適切な言動を行った。

3 都市整備局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

職層	年齢	性別	内容
主事	45	男性	停職3月

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年4月14日、友人と飲酒した後、帰宅途中に自転車置き場に駐輪してあった自転車を窃取し、酒気帯び運転を行った。

4 都市整備局職員の業務処理不適正事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	35	男性	停職1月

イ 管理監督者

都市整備局 主事 訓告

(2) 事故の概要

事故者は、平成31年4月から令和3年12月までの間、測量法に定める公共測量等の実施、終了に係る公示事務を怠った。

5 港湾局職員の業務処理不適正事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	44	男性	停職10日

イ 管理監督者

港湾局 副参事 訓告
主事 戒告

(2) 事故の概要

事故者は、令和3年度に国が直轄で行った港湾整備工事に係る負担金の支払事務について、適正な事務処理を行わず、延滞金を発生させた。

6 福祉局職員の営利企業等従事制限違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

職層	年齢	性別	内容
主事	25	女性	減給1/10・1月

(2) 事故の概要

事故者は、令和3年11月から令和4年4月までの間、任命権者の許可を得ることなく、マッチングサイトを通じて知り合った男性と金銭を得て飲食などを行い、約22万円の収入を得た。

7 生活文化スポーツ局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

職層	年齢	性別	内容
主事	42	男性	戒告

(2) 事故の概要

事故者は、令和4年6月21日、個人情報を含む文書を、黒塗りした箇所が特定の操作により確認することが可能な状態で第三者に送信し、個人情報を流出させた。

8 都市整備局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

区分	職層	年齢	性別	内容
事故者A	主事	44	男性	戒告
事故者B	主事	38	男性	口頭注意

(2) 事故の概要

事故者Aは令和3年12月から令和4年6月までの間、また、事故者Bは令和4年6月、個人情報を含む文書を、黒塗りした箇所が特定の操作により確認することが可能な状態でホームページに掲載し、個人情報を流出させた。

9 発令年月日

令和5年9月6日

問合せ先
総務局人事部人事課（服務班）
電話 03 - 5388 - 2376(直通)